

○自動車安全運転センターに対する交通事故に関する資料の提供について(通達)

平成15年11月7日

福岡県警察本部内訓第21号

本部長

この度、自動車安全運転センターが交通事故証明業務を行うことに伴う警察措置について(昭和51年福警交指内訓第1号、福警交企内訓第1号)の全部を次のように改正し、11月7日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この内訓の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、調整されるまでの間、使用することができる。

記

第1 趣旨

この内訓は、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第31条及び第39条の趣旨にかんがみ、自動車安全運転センター(以下「センター」という。)が行う交通事故証明業務の適正かつ円滑な運営を期するため、センターに対する交通事故に関する資料(別記様式。以下「資料」という。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 センターに対する資料の提供等

1 センターに対する資料の提供

- (1) 交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいい、道路外で発生したものを含む。以下同じ。)の発生を受理し、当該交通事故に係る事実を確認した警察署長又は福岡県警察高速道路交通警察隊長は、当該交通事故に係る資料の項目を福岡県警察情報管理システム(福岡県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令(平成23年福岡県警察本部訓令第10号)第2条第2号に規定する福岡県警察情報管理システムをいう。)を用いて別に定めるところにより、センターに対する資料の提供を行うものとする。

なお、警察においては、交通事故に係る証明書(以下「交通事故証明書」という。)の交付は行わないものとする。

- (2) センターに資料を提供していない交通事故についてセンターから照会があった場合は、次により措置するものとする。

ア 当該交通事故の事実を確認している場合は、(1)に定めるところにより速やかに資料をセンターに提供すること。

イ 当該交通事故の事実を確認していない場合は、速やかにその旨をセンターに通知するほか、当該交通事故の事実を確認できた時点で、(1)に定めるところにより速やかに資料をセ

ンターに提供すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、改めて資料をセンターに提供するものとする。

ア 物件事故として資料をセンターに提供した後、当該物件事故が人身事故に変更となった場合

イ 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第72条第1項前段に規定する措置義務又は同項後段に規定する報告義務の違反に係る交通事故(以下「ひき逃げ事件等」という。)の場合で、加害者不明として資料をセンターに提供した後、加害者を検挙するなどして当該加害者に係る事項が判明したとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資料をセンターに提供した後、当該資料の内容に変更があった場合

2 交通事故証明書の交付を求める者に対する措置

交通事故の捜査又は処理に際し、交通事故証明書の交付を求める加害者、被害者その他当該交通事故証明書の交付を受けることについて正当な利益を有すると認める者に対しては、センターの作成に係る交通事故証明書交付申請書(以下「申請書」という。)の用紙を交付し、申請手続、記載要領等を積極的に教示するものとする。

なお、申請書の用紙については、警察署、交番及び駐在所並びに福岡県警察高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)及び分駐隊に備え付け、交通事故証明書の交付を求める者の便宜を図るものとする。

3 留意事項

(1) センターに提供する資料の内容は、正確かつ明確でなければならない。

(2) 故意犯の疑いのある交通事故、道路外で発生した交通事故等については、関係のある課、係等の間で十分協議の上資料をセンターに提供するなど、慎重を期さなければならない。

(3) 交通事故証明書の交付を至急に受けたい旨の要請を受理した場合は、センターに連絡するとともに、速やかに発行されるよう便宜を図るものとする。

第3 資料の項目の登録要領

センターに提供する交通事故に係る資料の項目の基本的な登録の要領は、次に定めるところによるものとする。

1 事故照会番号欄

事故照会番号は、警察署ごと又は高速隊の分駐隊ごとに定めた受理番号、管理番号その他の当該交通事故を特定するための暦年ごとの一連番号に、警察署にあっては福岡県警察公文書管理規程(平成14年福岡県警察本部訓令第7号)別表第1の3の(1)の表の左欄に掲げる署名を、高速

隊にあつては次表に定める高速隊の分駐隊の区分に応じそれぞれに定める略称を冠すること。

分駐隊	略称
門司分駐隊	福警高門
豊津分駐隊	福警高豊
八幡分駐隊	福警高八
太宰府分駐隊	福警高太
久留米分駐隊	福警高久

2 発生場所欄

発生場所については、住所、番地等により特定すること。ただし、住所、番地等が不明の場合は、当該発生場所の付近の著名な建物、交差点等からの距離を明示するなどして、その場所を特定すること。

3 当事者欄

当事者欄については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところによること。

(1) 当事者及び同乗者

ア 交通事故の当事者(同乗者を除く。以下このアからウまでにおいて同じ。)が2人以下の場合における当該当事者に関する事項については、当該当事者が1人のときは資料の甲欄に、2人のときは資料の甲欄及び乙欄に登録すること。

イ 交通事故の当事者が3人以上の場合における甲欄及び乙欄に登録する当事者以外の当事者に関する事項については、資料の別紙に「丙」、「丁」等の例により登録すること。ただし、当事者が多数の場合は、「甲」、「乙」等の字句に代えて算用数字又はアルファベットを用いることができる。

ウ 同乗者に関する事項については、必要がある場合に限り、資料の別紙に登録すること。この場合において、資料の甲欄に登録する当事者に係る同乗者については「甲の2」、「甲の3」等の例より、乙欄に登録する当事者に係る同乗者については「乙の2」、「乙の3」等の例により登録することとし、資料の別紙に登録する当事者に係る同乗者については、「丙の2」、「丁の2」等の例により登録すること。

エ ひき逃げ事件等その他の交通事故の場合で当事者(同乗者を含む。以下同じ。)の住所、氏名、車種等が明らかでないときは、氏名欄に「不明(ひき逃げ)」の例により登録することによりその旨を明らかにしておくこと。

(2) 住所

住所は、番地まで登録し、原則として電話番号も併せて登録すること。

(3) 氏名

氏名には、振り仮名を付すものとし、氏名のほか通称名を有する者又は外国人で日常生活に日本名を使用しているものについては、「(通称名又は日本名)こと(氏名)」の例により登録すること。

(4) 生年月日

ア 生年月日については、元号の別を明らかにすること。

イ 年齢については、交通事故の発生した日現在の年齢を登録すること。

(5) 車種

車種については、当事者が車両を運転していた場合又は駐車車両の運転者、所有者等である場合(以下「車両を運転していた場合等」という。)において、該当する事項を登録することにより自家用又は事業用の別を明らかにした上で、道交法第2条の定義に従い車種を登録すること。ただし、車両のうち自動車については、乗用又は貨物の別に道交法第3条に規定する自動車の種類を登録すること。

(6) 車両番号

車両番号については、当事者が車両を運転していた場合等において当該車両の自動車登録番号等を登録すること。

(7) 自賠責保険関係

自賠責保険関係については、当事者が車両を運転していた場合等において、該当する事項を登録することにより当該車両に係る自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済契約の締結の有無を明らかにした上で、その契約先の保険会社名等を登録すること。

(8) 証明書番号

証明書番号については、自賠責保険関係欄に契約先の保険会社名等を登録した場合のみ、当該自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の番号を登録すること。

(9) 事故の状態

事故時の状態については、該当する事項を登録することにより交通事故の発生時における当事者の状態を明らかにすること。この場合において、当該当事者が同乗者であるときは、当該当事者が同乗していた車両の運転者の氏名を登録すること。

4 事故類型欄

事故類型欄については、該当する事項を登録することにより交通事故の事故類型を明らかに

すること。

5 備考欄

備考欄については、該当する事項を登録することにより甲欄及び乙欄に登録する当事者以外の当事者の有無を明らかにすること。この場合において、資料の別紙を用いたときは、当該別紙の枚数を登録すること。